

佐野市告示第191号

佐野市まちなみ景観形成推進事業費補助金交付要綱を次のように定めます。

令和5年9月26日

佐野市長 金子 裕

佐野市まちなみ景観形成推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 佐野市水と緑と万葉のまち景観条例（平成23年佐野市条例第40号）第8条に規定する景観形成重点エリア（以下「重点エリア」という。）の良好な景観形成に要する費用に対し、市が予算の範囲内で交付する佐野市まちなみ景観形成推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業所、事務所、店舗その他の事業の用に供する建築物をいう。
- (2) 住宅 居住の用に供する家屋をいう。
- (3) 事業所等 事業所及び住宅をいう。
- (4) ショーウィンドー 事業所の店頭の陳列窓又は飾り窓であって、当該事業所の取扱商品やその業態を容易に視認できるものをいう。
- (5) 広告シャッター 事業所の屋号若しくは事業内容を表現した文字又は絵を表示したシャッターをいう。
- (6) 透過性シャッター 光を完全に遮断せず、内部の光が外部に漏れる構造を有するシャッターをいう。

(補助対象事業所等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業所等（以下「補助対象事業所等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) その敷地の全部又は一部が、重点エリアの区域内に存し、かつ、道路に接していること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年

法律第100号)、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)、景観法(平成16年法律第110号)その他関係法令に適合していること。

- (3) 重点エリアに係る佐野市景観計画(以下「景観計画」という。)における基本方針及び景観形成基準に適合していること。
- (4) 現に入居され、若しくは使用されていること、又は入居され、若しくは使用される見込みがあること。
- (5) 事業所にあつては、当該事業所において第8条の規定による申請の日に営まれている事業が、第12条の規定による補助金の額の確定の日から起算して2年以上継続される見込みがあること。
- (6) 補助金又は他の制度等により補助金に相当する金銭(景観に関するものに限る。)を受ける見込みがなく、又は既に受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 補助対象事業所等を所有する者(以下「所有者」という。)
 - イ 所有者から補助対象事業所等を賃借し、次条に規定する補助対象事業を実施することについて所有者の承諾を得た者
- (2) 暴力団(佐野市暴力団排除条例(平成23年条例第16号)第2条第1項に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員等(佐野市暴力団排除条例第2条第4項に規定する暴力団員等をいう。)でないこと。
- (3) 佐野市税条例(平成17年佐野市条例第63号)、佐野市都市計画税条例(平成17年佐野市条例第64号)又は佐野市国民健康保険税条例(平成17年佐野市条例第65号)の規定により課された全ての市税に滞納がないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象事業所等を実施する事業であつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 事業所 道路に面する位置への次のいずれかの設置
 - ア ショーウィンドー、広告シャッター又は透過性シャッターのいず

れか及びそれを明るくするLED照明（発光ダイオードを光源とした照明器具をいい、光源が点滅するものを除く。以下同じ。）（景観計画に定める駅前通り沿線ゾーン及び桐生岩舟線沿線ゾーンにおける設置の場合に限る。）

イ ベンチ（付属するテーブル（その付属物を含む。）を含む。）

（2）住宅 道路に面する位置へのLED照明の設置

2 前項の規定により設置した設備は、第3条第3号及び第4号に該当していなければならない。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用（既存設備の撤去費用を含む。）とする。ただし、その総額（消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を含む。）が4万円以上であるものに限る。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、30万円を限度とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、まちなみ景観形成推進事業費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1）補助対象経費の見積書

（2）所有者であること又は事業所等の賃借人であることを証する書類

（3）承諾書（第4条第1号イに該当する者による申請の場合に限る。）

（4）誓約書兼同意書

（5）補助対象事業に係る工事設計書

（6）事業所等の位置図及び平面図

（7）補助対象事業実施前の状況を示す写真

（8）補助対象事業実施後のイメージ図

（9）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による申請は、一の事業所等につき1回に限るものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときはまちなみ景観形成推進事業費補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により、補助金を交付しないことと決定したときはまちなみ景観形成推進事業費補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知する。

(申請内容の変更等)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請の内容を変更しようとするときは、まちなみ景観形成推進事業費補助金交付変更申請書に変更する内容を証する書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、申請の内容の変更について、承認する場合において、補助金の額に変更があるときはまちなみ景観形成推進事業費補助金交付変更決定通知書（以下「交付変更決定通知書」という。）により、補助金の額に変更がないときはまちなみ景観形成推進事業費補助金内容変更承認通知書（以下「内容変更承認通知書」という。）により、承認しないときはまちなみ景観形成推進事業費補助金交付変更不承認通知書により申請者に通知する。

3 補助事業者は、補助対象事業を取りやめようとするときは、まちなみ景観形成推進事業費補助事業中止届出書に交付決定通知書（前項の規定により変更の承認を受けたときは、交付決定通知書及び交付変更決定通知書又は内容変更承認通知書）を添えて、市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の届出書の提出があったときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、まちなみ景観形成推進事業費補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助対象経費の内訳が分かる書類の写し

(3) 補助対象経費を支払ったことが分かる書類の写し

(4) 補助対象事業実施後の写真（LED照明を設置した場合は、LED照明が点灯している写真）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するときは、補助金の額を確定し、まちなみ景観形成推進事業費補助金額確定通知書により補助事業者へ通知する。

(交付の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、まちなみ景観形成推進事業費補助金交付請求書に交付決定通知書（第10条第2項の規定により変更の承認を受けた者（補助金の額に変更がある者に限る。）は交付決定通知書及び交付変更決定通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

2 前項の請求書は、交付決定通知書の交付を受けた日の属する年度の末日までに提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条第1項の規定により交付の請求があったときは、速やかに、当該補助事業者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(決定の取消し等)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた者がいると認めるときは、当該交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の様式)

第16条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。